

沖縄の特区・地域制度の概要(沖縄振興特別措置法において規定された制度で、設備投資に係る税の特例制度や融資制度があります。)

注1:下記の内容は「沖縄の特区・地域制度の概要」を記述しています。詳細については各制度の手引きをご参照ください。注2:各特区・地域によって、税制以外の特例制度(中小企業信用保険法等の特例や融資制度)を受けられる場合があります。各制度の手引きをご参照ください。

	観光地形成促進地域	情報通信産業振興地域	情報通信産業特別地区	産業イノベーション促進地域	国際物流拠点産業集積地域	経済金融活性化特別地区	離島地域(旅館業)					
制度目的	国内外からの観光旅客に対応した観光関連施設の整備の促進	情報通信産業の振興	情報通信産業の集積の牽引力となる特定情報通信事業を実施する企業の立地の促進	製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源を活用した新事業の創出等に寄与する設備投資を促進	産業及び貿易の振興をもって沖縄における民間主導の自立型経済の構築	実体経済の基盤となる産業とそれを支える金融産業の集積により、名護市を中心とする北部地域の経済・金融を活性化	離島地域の発展を図るため、旅館業用建物の整備を促進する					
対象地域	県内全域(41市町村)	24市町村 那覇市 宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市 糸満市 沖縄市 豊見城市 うるま市 宮古島市 南城市 本部町 恩納村 宜野座村 金武町 諫谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町	3地区(5市村) 那覇・浦添地区(那覇市・浦添市全域) 名護・宜野座地区(名護市・宜野座村全域) うるま地区(うるま市全域)	県内全域(41市町村)	那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区(那覇市・浦添市・豊見城市・宜野湾市・糸満市的一部分地域) うるま・沖縄地区(中城湾港新港地区、仲嶺・上江洲地区、平安座地区、池武当地区) 南風原・八重瀬地区(南風原町字津嘉山、字照屋、字神里、八重瀬町字友寄(字友寄川端原、字友寄後原)の一部地域)	名護市全域	沖縄振興特別措置法による指定離島 伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納島に限る)、うるま市(津堅島に限る)、南城市(久高島に限る)、粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町					
対象業種(事業)・施設	①スポーツ・レクリエーション施設 ②教養文化施設 ③休養施設 ④集会施設 ⑤販売施設(県知事指定) *宿泊施設は税の特例措置の対象となりません。ただし、宿泊施設に附属する上記①～⑤に該当する施設は特例措置の対象となる場合があります。 *新設・増設に限る。	①情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く) ②電気通信業 ③映画・放送番組制作業 ④放送業(有線放送業を含む) ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理・提供サービス業 ⑦インターネット付随サービス業 *①③④、⑤(*パッケージソフトウェア業) は税制以外の特例制度のみ対象	①データセンター(iDC) ②情報通信機器相互接続検証事業 ③受託開発ソフトウェア業 ④情報システム開発業 ⑤システムインテグレーションサービス業 ⑥組み込みソフトウェア業 ⑦バックアップセンター ⑧セキュリティデータセンター ⑨データベースサービス業 ⑩アプリケーション・サービス・プロバイダ ⑪情報セキュリティサービス業 ⑫非破壊検査業	①製造業 ②道路貨物運送業 ③倉庫業 ④卸売業 ⑤自然科学研究所 ⑥電気業(一定の要件あり) ⑦ガス供給業(一定の要件あり) ⑧こん包業 ⑨デザイン業 ⑩機械修理業 ⑪機械設計業 ⑫非破壊検査業	⑬商品検査業 ⑭計量証明業 ⑮経営コンサルタント業 ⑯エンジニアリング業 ⑰研究開発支援検査分析業 ⑱*⑧～⑯は税制以外の特例制度のみ対象 ⑲*⑯は税制以外の特例制度のみ対象	①道路貨物運送業 ②倉庫業 ③卸売業 ④特定の無店舗小売業 ⑤特定の機械等修理業 ⑥特定の不動産賃貸業 ⑦製造業 ⑧航空機整備事業 ⑨こん包業 ⑩機械修理業 ⑪機械設計業 ⑫非破壊検査業	①金融関連産業 ②情報通信関連産業 ③観光関連産業 ④農業・水産養殖業 ⑤製造業 ⑥経営コンサルタント業	①旅館業(下宿営業又は店舗型性風俗特殊営業を除く) *旅館業の用に供する設備の新設、改修(増築、改築、修繕又は模様替)、増設に限る。				
県知事の認定又は確認	措置実施計画の認定(販売施設は別途県知事が指定の後に措置実施計画の認定が必要)	措置実施計画の認定	特定情報通信事業の認定	措置実施計画の認定	措置実施計画の認定	特定国際物流拠点事業の認定	措置実施計画の認定	特定経済金融活性化事業の認定	県知事による確認			
主務大臣の確認	措置実施計画の確認	措置実施計画の確認	特定情報通信事業の確認	措置実施計画の確認	措置実施計画の確認	特定国際物流拠点事業の確認	不要	不要	不要			
沖縄県知事の認定等及び主務大臣の確認の申請期限	計画対象資産の取得等までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。	計画対象資産の取得等までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。	随時 *特例を受けたい事業年度末までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。	計画対象資産の取得等までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。	計画対象資産の取得等までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。	随時 *特例を受けたい事業年度末までに県知事の認定と主務大臣の確認を受ける必要があります。	計画対象資産の取得等までに県知事の認定を受ける必要があります。	随時 *特例を受けたい事業年度末までに県知事の認定を受ける必要があります。	随時 *特例を受けたい事業年度末までに県知事の認定を受ける必要があります。			
国税【対象者】	投資税額控除 (機械等15%、建物等8%) *法人税額の20%限度、取得価額の限度額20億円、繰越4年(措置実施期間内に限る)。 *ボウリング場、展示施設は除く 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人) 青色申告を行う事業者(法人)	投資税額控除 (機械等15%、建物等8%) *法人税額の20%限度、取得価額の限度額20億円、繰越4年(措置実施期間内に限る)。 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	所得控除 (40%、法人設立後10年間) *主務大臣の確認の対象となる期間(確認事業期間)内に限る。延長を希望する場合は、確認事業期間の延長申請が必要となります。 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	投資税額控除 (機械等15%、建物等8%) *法人税額の20%限度、取得価額の限度額20億円、繰越4年(措置実施期間内に限る)。 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	特別償却 (機械等34%、建物等20%) *取得価額の限度額20億円 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	投資税額控除 (機械等15%、建物等8%) *法人税額の20%限度、取得価額の限度額20億円 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	特別償却 (機械等50%、建物等25%) *取得価額の限度額20億円 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	所得控除 (40%、法人設立後10年間) *主務大臣の確認の対象となる期間(確認事業期間)内に限る。延長を希望する場合は、確認事業期間の延長申請が必要となります。 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	投資税額控除 (機械等15%、建物等8%) *法人税額の20%限度、取得価額の限度額20億円 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	特別償却 (機械等50%、建物等25%) *取得価額の限度額20億円 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	所得控除 (最大40%、法人設立後10年間) *法人税額の20%限度、取得価額の限度額20億円 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)	特別償却 (建物、建物附属設備8%) *事業の用に供した年度において建物・附属設備の取得価額(限度額10億円) 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人)
地方税【対象者】	事業税、不動産取得税、固定資産税 【対象者】 事業者(法人・個人) 事業所税(那覇市のみ) *県知事の認定と主務大臣の確認は不要	事業税、不動産取得税、固定資産税 【対象者】 事業者(法人・個人) 事業所税(那覇市のみ) *県知事の認定と主務大臣の確認は不要	事業税、不動産取得税、固定資産税(倉庫業は除く) 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人・個人)	事業税、不動産取得税、固定資産税(倉庫業は除く) 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人・個人)	事業税、不動産取得税、固定資産税(倉庫業は除く) 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人・個人)	事業税、不動産取得税、固定資産税(倉庫業は除く) 【対象者】 青色申告を行う事業者(法人・個人)	事業税、不動産取得税、固定資産税 【対象者】 事業者(法人・個人)	事業税、不動産取得税、固定資産税 【対象者】 事業者(法人・個人)	事業税、不動産取得税、固定資産税 【対象者】 事業者(法人・個人)	事業税、不動産取得税、固定資産税 【対象者】 事業者(法人・個人)		
取得価額要件(各事業年度の合計額)	①一の設備で、これを構成する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの。 ②機械・装置及び器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの。 ③対象となる附属設備は、建物と同時に取得したものに限る。	①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産(機械及び装置、器具・備品、建物及びその附属設備並びに構築物等)の取得価額が1,000万円を超えるもの。 ②機械・装置及び器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの。 ③対象となる附属設備は、建物と同時に取得したものに限る。	①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産(機械及び装置、器具・備品、建物及びその附属設備等)の取得価額が1,000万円を超えるもの。 ②機械・装置及び器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円を超えるもの。 ③対象となる附属設備は、建物と同時に取得したものに限る。	①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産(機械及び装置、器具・備品、建物及びその附属設備等)の取得価額が1,000万円を超えるもの。 ②機械・装置及び器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が500万円を超えるもの。 ③対象となる附属設備は、建物と同時に取得したものに限る。	①一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産(機械及び装置、器具・備品、建物及びその附属設備等)の取得価額が500万円を超えるもの。 ②機械・装置及び器具・備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が50万円を超えるもの。 ③対象となる附属設備は、建物と同時に取得したものに限る。	①個人または資本金1,000万円超5,000万円超 新設・増設500万円以上1,000万円以上2,000万円以上 改修500万円以上500万円以上 事業の用に供した年度において建物・附属設備の取得価額(限度額10億円) ②対象となる附属設備は、建物と同時に取得したものに限る。	①個人または資本金1,000万円超5,000万円超 新設・増設500万円以上1,000万円以上2,000万円以上 改修500万円以上500万円以上 事業の用に供した年度において建物・附属設備の取得価額(限度額10億円) ②対象となる附属設備は、建物と同時に取得したものに限る。					
認定及び確認の要件	【県知事の認定要件】知事が策定した各計画の内容等に適合していること。 【主務大臣の確認要件】知事の認定を受けた措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額の増加等の目標値が基準を満たしていること(経済金融活性化特別地区を除く)。											